

シマネ益田電子株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が管理職・役職者として活躍でき、男女ともに仕事と家庭の両立ができる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

2. 目標

・ 役職者（GL・係長・主任）の所定外労働時間を月平均20時間以内とする

2. 取組内容と実施時期

取組1：女性を1人以上採用する

- 令和 4年 4月～ 女子学生の応募を増やすため、ホームページの採用ページの内容を見直す
- 令和 4年 10月～ 女子学生からの応募を増やすため、就職説明会等で積極的な広報を行う
- 令和 5年 4月～ 仕事と育児の両立を支援するため、当社の育児関連制度の内容の見直しを行う

取組2：長時間残業を削減するため、業務削減等の取組みを実施する

- 令和 4年 4月～ 時間外労働の実態（作業内容・作業時間・作業方法など）の把握
- 令和 4年 10月～ 業務効率化の施策を検討し・実施
- 令和 5年 4月～ 実施内容の効果の確認
- 令和 6年 4月～ 業務効率化及び長時間労働の削減の好事例を収集し、管理職（課長以上）に取組みを広げる